

徳島県告示第三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、徳島県農林水産部生産基盤課及び徳島県南部総合県民局県土整備部阿南庁舎において、令和五年二月三日から三週間公衆の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けようとする者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D.L.プラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二二四度四四分五二秒九七四・五九メートルの地点

2の地点 1の地点から一四度〇九分一二秒一三六・八七メートルの地点

3の地点 2の地点から二八四度一二分〇二秒五・八七メートルの地点

4の地点 3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三二メートルの地点

5の地点 4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点

(三) 面積

八〇六・五五平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D.L.プラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線に

より囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二三度二八分五四秒八七一・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から三五九度一六分〇七秒五九・四三メートルの地点
3の地点 2の地点から二八四度〇七分三七秒六〇・〇三メートルの地点
4の地点 3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三三メートルの地点
5の地点 4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点
6の地点 5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点
7の地点 6の地点から一〇〇度一四分五三秒一八・五八メートルの地点
8の地点 7の地点から二五度三七分三六秒三・五八メートルの地点

(三) 面積

七、七〇八・一六平方メートル

三 埋立地の用途 漁港用地（約八〇三・五四平方メートル）

水路用地（約三・〇一平方メートル）

四 出願の年月日 令和五年一月二十日